

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例

武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年9月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（用語の定義） 第2条 （略） 2及び3 （略） <u>4 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u> <u>5</u> （略）	（用語の定義） 第2条 （略） 2及び3 （略） <u>4</u> （略）	項の削除 項の繰上げ

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都の子どもの医療費助成事業に係る所得制限の撤廃に伴い、所要の改

正をするものである。